

財務省告示第三百五十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十八年八月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成十八年九月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格
利付国庫債券（十年）（第二百零八回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金による引受け	額面金額で二千九百七億円	二千万円	五万円	平成十八年八月二十一日
									額面金額百円につき九十九円七

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。

十一
十二
の経利
払過子
込み率

十四
年一・九
日本郵政
に、加え、
た金額を第
日に払い込
むものとし
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{62}{365}}$$

十三
初期子

平成十八年
期とし、次
た金額を支
期が銀行休
は、その翌
下、次号及
規定する期
日について
同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四
第二期以

毎年六月
日を、支
いて、その
る利子を
平成十八
額面金額
日本銀行

十五
償還限

十六
元利支

平成十八
払込期日
平成十八
日本銀行

十七
償還額

十八
払込期日

平成十八
年八月二十
一日